

新地域連携可能性調査（インド）業務委託仕様書

1 業務名

新地域連携可能性調査（インド）業務委託

2 業務実施期間

契約の日から令和3年10月8日まで

3 業務の目的

本県を将来にわたり発展させていくためには、人口増加や経済成長が見込まれる海外の地域と連携し、県産品の販路拡大やインバウンド観光の促進に加え、水素・燃料電池や医療機器等の先端分野での連携、グローバル人材の確保・育成など、県内経済の更なる活性化に資する取り組みを進める必要がある。

BRICS諸国（ブラジル連邦共和国、ロシア連邦、インド、中華人民共和国、南アフリカ共和国）については、広大な国土、豊かな天然資源、多くの人口を抱え、2000年以降著しい経済成長を遂げており、こうした国や地域と連携することで、本県の産業振興、観光振興、人材育成などの成果に繋げることが期待される。

特に、インドについては、今後、人口が世界一となることが見込まれ、巨大な消費市場や労働力市場として期待されており、本県の強みを生かした分野において、インドの地域と連携することにより、様々な分野の成果に結びつけることが重要である。

そこで、産業、観光、人材などの各分野における山梨県及びインドの自治体との連携の可能性について調査する。

4 業務の内容

対象国及び対象地域における調査及び分析業務

- ・対象国：インド
- ・対象地域：3地域（州又は地方）以上（県が指定する1～2地域を含む）

（1）対象国及び対象地域の情報及びデータ収集

対象国及び対象地域の基本情報等の情報及びデータ収集を行うこと。なお、以下の項目は必ず調査することとし、必要に応じて調査項目を追加すること。

- ① 基礎情報（人口、面積、宗教、気候、インフラ、歴史・文化、医療体制など）
- ② 政治体制
- ③ 基礎的経済指標（GDP、経済成長率、消費者物価上昇率、消費動向（例 果物・アルコールなどの消費額）、失業率、日本との輸出入の動向など）
- ④ 主要産業の状況（商業、工業、農業など）
- ⑤ 観光業、訪日客の状況
- ⑥ 日本企業の進出に関する事項（投資促進、外資奨励・規制、優遇措置など）
- ⑦ 貿易に関する事項
- ⑧ 労働人材の特色
- ⑨ 高等教育機関や研究機関の特色（工業、農業分野など）
- ⑩ 日本以外の海外の地域との連携の状況
- ⑪ 日本との関係（日本政府との取組、日本企業進出状況、他都道府県と連携の有無）

※データ収集にあたっては、本県の状況を踏まえ、連携の可能性がある項目を中心に調査すること。

(2) 対象地域の現地調査・関係者ヒアリング

- ① (1) の情報及びデータ収集に基づき、対象地域との連携等に必要な情報を収集するため、現地調査を実施すること。
- ② 対象地域の自治体、企業、関係団体、現地進出の日系企業、その他関係者等に対し、連携の可能性や課題等についてヒアリングを行うこと。

(3) 対象地域との連携メリット及び課題の整理

- ① (1) 及び(2)において実施した調査に基づき、対象地域と連携するメリット及び課題を以下の観点に基づき整理し、本県との連携の可能性について分析すること。
 - ア 自治体間交流
 - イ 産業分野（本県地場製品の販売促進、宝飾産業や IT 産業等との連携、企業進出、新産業創出、農畜産物の輸出入）
 - ウ 観光分野（本県観光資源との連携）
 - エ 人材分野（大学間交流、宝石美術専門学校などとの交流、技術者同士の交流など）
 - オ 文化交流

- ②本県と対象地域との連携の可能性について、①の内容を基に対象地域毎に総合評価を行うとともに、連携や交流の方向性について提案すること。

5 調査の中間報告

- (1) 4業務内容(1)が完了次第、中間報告書を提出すると。
- (2) 中間報告書の提出期限は、令和3年7月2日とする。

6 業務の管理と報告

- (1) 業務の履行状況について報告を求められた場合は、県の定める方法により速やかに報告すること。
- (2) 必要に応じて、県から求められるデータの収集や集計、分析等に対応すること。

7 調査の最終報告

- (1) 本調査の内容をまとめた報告書及び報告書の概要版を令和3年10月8日までに提出すること。
- (2) 報告書、報告書の概要版及び調査で得たデータを記録したCD-ROMを作成し、1部提出すること。なお、データはMicrosoftワードファイル、エクセルファイルまたはパワーポイントで作成すること。

8 業務実施上の留意事項等

- (1) 山梨県財務規則やその他関係法令を遵守するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (2) 県と十分に協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けること。
- (3) 受託者の責による事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。
- (4) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、県の承諾を得ること。

- (5) 本業務の遂行上知り得た情報等を、第三者に漏洩してはならない。
- (6) 本業務の遂行上知り得た情報等を、委託業務の目的以外に利用してはならない。
- (7) 本業務の遂行上知り得た情報等を、受託者又は他の者の営業のために利用してはならない。
- (8) 本業務は、機密性の高い情報を取り扱う場合があるため、別記「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。なお、これは再委託する場合の再委託先にも適用する。ただし、個人を特定する情報を含まない業務の再委託である場合は、この限りでない。
- (9) 本業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権は、すべて山梨県に帰属するものとする。
- (10) 本仕様書に定めのない事項であっても、県が必要と認め指示する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施すること。
- (11) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、県と協議してこれを定めるものとする。
- (12) 本事業は、国費を活用した事業であるため、会計検査院の实地検査等の対象となることから、会計帳簿等は事業終了後5年間保管すること。